

第9回 四日市市農業委員会月例総会議事録

I 開催日時 令和6年4月15日(月)9時30分～12時30分

II 開催場所 四日市市総合会館7階第3研修室

III 出席者

1 委員

会長 ⑪豊田忠篤、副会長 ⑥岡本萬里子、副会長 ③伊藤豪俊、
①森 勇志、②稲垣孝義、④野呂昌見、⑤山川友志、⑧加藤 剛、
⑨清水 透、⑩奥山邦典、⑫山中博昭、⑬伊藤 元、⑭矢田敏秋、
⑮永尾敏昭、⑯古市ひとみ、⑰五十嵐和壽、⑱鎌田隆郎

2 事務局

局長 石田、局次長 飯田、副参事 前田
局員 城田、平松、鈴木、早川

IV 欠席委員 ⑲岡 良浩

V 傍聴者 なし

VI 議事内容

1 午前9時30分、豊田会長が開会を宣言

2 豊田会長が、委員定数18名中17名が出席しているため、本月例総会が有効に成立していることを報告。

3 豊田会長が議事録署名者に稲垣孝義、五十嵐和壽 両委員を指名。

4 議事に入る

(1) 報告案件第1号から第5号

会長 報告案件を上程します。報告案件第1号から第5号を事務局より説明してください。

副参事 報告案件第1号から第5号について、一括して説明します。

報告第1号農地法第3条の3の規定による届出は、報告書1頁から9頁にかけて記載されているとおりです。合計で17件、116筆、65,331.64㎡の届出がございました。17件の届出事由は、全て相続によるものです。

次に報告第2号農地法第4条の規定による転用届出については、報告書10頁に記載されているとおりです。合計で4件、4筆、1,063㎡の届出がございました。なお、現況が農地以外の案件については、届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第3号農地法第5条の規定による転用届出のうち所有権移転(売買)については、報告書11頁から13頁にかけて記載さ

れているとおりです。合計で 19 件、28 筆、10,377 m²の届出がございました。なお、現況が農地以外の案件については、届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第 4 号農地法第 5 条の規定による転用届出のうち使用貸借権設定については、報告書 14 頁に記載されているとおりです。合計で 1 件、1 筆、488 m²の届出がございました。なお、当該案件は届出以前に転用行為が行われていることから始末書が添付されています。

次に報告第 5 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知については、15 頁から 17 頁に記載されているとおりです。合計で 11 件、30 筆、44,693 m²です。これは、農地の賃貸借契約を解約する際に、貸人と借人双方で合意解約に至ったことについて、農業委員会に通知があったものです。解約事由及び合意年月日は報告書記載のとおりです。説明は以上となります。

会長 事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にないようですので、報告案件第 1 号から第 5 号までを原案どおり承認したいと思いますが、異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。

(2) 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 所有権移転(売買)

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 所有権移転(贈与)

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 賃借権設定

議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 使用貸借権設定

会長 議案第 1 号(桜地区 8 番、県地区 9 番、水沢地区 12 番を除く)、第 2 号、第 3 号及び第 4 号のうち楠地区 3 番を上程します。事務局から説明をお願いします。

副参事 まず議案第 1 号について説明します。農地を耕作する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が桜地区 8 番、県地区 9 番、水沢地区 12 番を除いて 6 件ございました。

八郷地区 7 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は 1 頁です。譲受人は新規営農となり、1 人で営農していく計画です。権利取得後には果樹(みかん)を栽培する計画です。譲受人は 3 月に農地を取得しましたが営農を開始していないため、4 月 5 日に譲受人と事務局とで営農計画に関する面談を行い、稲垣

農業委員と坂農地利用最適化推進委員にも同席頂きました。前回申請と同様、6m間隔で20本ほど苗木を植える計画です。収穫した果樹は、取引先に無償で配る予定です。味見をしてもらい、数年後には販売を予定しています。譲受人は土木関係の業務を行っており、兼業で農業を行います。兼業ですが、保有している資材置場に近く、通いやすいこともあり、農作業に割ける時間は十分にあるとのことです。面談では、落葉や木の枝が隣地民家に迷惑がかからないように気を付けるよう伝えました。

保々地区3番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は2頁です。譲受人は令和4年に設立された農業法人です。農業以外の売り上げはありません。従業員9人で営農されています。株主2人とも農業関係者であり、農業関係者で総議決権の8割を保有しています。また2人の役員が農業に常時従事していることから、農地所有適格法人の全ての要件を満たします。

内部地区5番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は5頁です。譲受人は農作業歴5年程度で、両親と3人で営農されています。耕作面積が5,000㎡未満ですが現在の営農状況に問題ないため山中委員と相談のうえ面談は行っていません。農地取得後は、2筆の農地で露地野菜と果樹（レモン、イチジク）を栽培する計画です。

内部地区6番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は6頁です。譲受人は農作業歴50年程度で、妻と子との3人で営農されています。申請地が2筆ありますが、農地取得後はそれぞれ水稲と露地野菜を栽培する計画です。

小山田地区4番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は7頁です。譲受人は現在、耕作地はありません。譲受人は申請地の南側隣接地の宅地を購入し、申請地は自宅の北側になります。譲受人が新規営農であるため、4月2日に譲受人と事務局で面談を行い、永尾農業委員と小林農地利用最適化推進委員に同席いただきました。オタフクナンテン、サクラ、モミジの苗木を植える計画です。譲受人は約10年前から独立して造園業を営んでいます。水沢町内の友人の実家の倉庫を借りて重機を保管しています。市外に住んでいましたが、倉庫の近くで新居を探した結果、西山町内の中古物件を購入されました。譲受人は地元自治会の出合い作業があることなども理解されています。

水沢地区11番は、譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請で

す。位置図は 8 頁です。譲受人は農作業歴 50 年程度で、妻と 2 人で営農されています。譲受人が所有している農地のうち田と茶畑は全て貸し付けており、畑のみ耕作しています。申請地は譲受人の自宅のすぐ近くであり、現在茶畑ですが、伐根して露地野菜を栽培する計画です。耕作面積が 5,000 m²未満ですが、五十嵐委員と相談のうえ、農地の管理について問題はないと判断し面談は行っておりません。

次に議案第 2 号について説明します。農地を耕作する目的で、贈与により所有権移転を行うための申請が 2 件ございました。

八郷地区 1 番は、譲渡人から譲受人へ贈与を行うための申請です。位置図は 10 頁です。譲受人は新規営農となるため、4 月 5 日に譲受人と事務局とで営農計画に関する面談を行い、稲垣農業委員と坂農地利用最適化推進委員にも同席頂きました。家庭菜園として利用する計画で、すでに畑として整備されています。収穫した果樹は自家消費します。譲受人と両親で耕作を行います。

神前地区 2 番は、譲渡人から譲受人へ贈与を行うための申請です。位置図は 11 頁です。譲受人は新規営農となります。妻と 2 人で営農する計画で、妻は家庭菜園の経験は 10 年程度あります。今後、申請地に隣接する宅地に転居する予定です。権利取得後は露地野菜を栽培する計画です。譲受人は仕事関係者に農家出身の方が多く、営農についてアドバイスを得られるとのことでした。

次に議案第 3 号の八郷地区 5 番は申請が取り下げられました。

次に議案第 4 号のうち楠地区 3 番について説明します。農地を耕作する目的で、使用貸借権を設定するための申請が 1 件ございました。

楠地区 3 番は、貸人と借人が 10 年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は 13 頁です。借人は農作業歴 50 年程度で、1 人で営農されています。申請地は生産緑地です。令和 6 年 2 月の月例総会で生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願の審議をした時に、生産緑地として継続する農地（2 筆）について、「耕作しない妻を主たる従事者に変更することは不適切であり、実際の耕作者に権利設定を行うべきである」との意見があり、そのうちの 1 筆については使用貸借権を設定し、残りの 1 筆については生産緑地の買取申出がされる見込みです。

以上のおり農地法第 3 条の規定による 9 件の申請のうち、新規営農を除く案件は、いずれも権利を取得しようとする者が、現

在、所有又は借受けている農地について適切に耕作管理していることを農家台帳等で確認しています。また、権利取得後も農機具の保有状況や必要な農作業への従事状況などから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。

また、小山田地区 4 番、八郷地区 1 番及び神前地区 2 番は新規営農ですので面談を行い、申請人が営農計画を達成する上で必要な農作業に従事することや農作業に必要な機械等が確保される見込みであることから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。

このことから各案件については、農地法第 3 条第 2 項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相当であると考えられますので、ご審議いただくようお願いします。

会長 事務局より説明がありました。内容についてご質問やご意見等ございますか。

清水委員 八郷地区 7 番について、中部ブロック会議でも同じような案件があるためお聞きしますが、みかんの木の 1 本あたりの必要な面積はどのくらいですか。20 本で 6m 間隔であれば、1 本あたり 36 m²で 20 本だと 700 m²くらいです。残りの土地を含めて、取得する農地を全部有効に活用するという観点で参考程度に教えていただきたいです。

会長 この点について基本的にどれくらいか、わかりますか。

清水委員 今回の申請と同じような、果樹を植える案件が今後出てきた時に、基本的な栽培の植栽面積とずれた面積で申請が出された場合、どのように事務局として考えているか知りたいです。

副参事 今回の植栽面積については、譲受人自身が考えて記入されています。ある程度果樹が大きくなることを考えた上で収穫作業などに影響を及ぼさないような面積であることを確認する必要があります。現段階では、北部ブロックでの会議において異論もありませんでしたので、6m 間隔でみかんの木を植えることで適正であると考えています。今後、清水委員がおっしゃるように、みかんに限らずいちじく、レモンなどの果樹栽培が実施される際の一律の植栽面積を事務局として整理していくべきだと考えますが、現段階では整理されておりませんので、農業委員の知見も得ながら、検討していきたいと考えます。

清水委員 私たちの知見というよりも、事務局として、栽培指針は出ている

員 わけなので、それに照らし合わせて受け付ける時に、申請者の考え方を確認し、審査した方がスムーズではないかと考えます。

会長 ありがとうございます。今後、事務局はそういったことも頭に入れて申請を受け付けるようにしてください。みかんは河原田で栽培している人もいるため、その方々の意見も聞きつつ、進めるようにしてください。

清水委員 八郷地区 7 番の申請は、土地が半分くらい空いてしまうのではないですか。

副参事 みかんの木を周囲の土地から一定の距離を置いて、6m間隔で植えていくと入口部分は多少空いている程度で、それ以外の農地については一定間隔で植栽されるため、特に問題はないと考えております。

清水委員 ただ、今説明されたことが四日市市農業委員会の標準的な考えになっていくわけです。その考え方でいいのか、疑問に感じます。

伊藤元委員 基本的に、生産者がどんなものを作ろうかといった考えの中で、間隔は決まっていくものだと私は考えます。ただ、清水委員のおっしゃることもわかるのは、やはり本当に農業をやる気があるのかということだと思います。申請の内容でやる気が感じられないと少し不安になります。そのような時に、事務局がわかりませんという回答ではよくないと思います。四日市の農業センターに植栽を指導するプロがいるはずなので、一般的な意見を聞いて、意見交換した上で、申請を見定めるのが大事なのではないのでしょうか。そうすれば、清水委員がおっしゃるような不安も少しは払拭されるのではないかと思います。

局次長 次に南部ブロック会議でも指摘させていただいた件なのですが、楠地区は調整区域の多くの農地がヤミ小作になってしまっています。ヤミ小作をしてはならないわけではないが、やはり事務局としては利用権設定、地域計画の色付けを進めていくことが市の仕事だと感じます。

会長 ご意見ありがとうございます。なかなか事務職の職員ですと植える感覚や、実際の営農のノウハウ、現場の考え方、思いが至らない点もあるので、関係各所のご意見を聞いて勉強させていただきたいと考えております。

会長 他にございませんか。特にご意見がないようですので、この案件を原案どおり承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。

(3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 所有権移転(売買)

会長 議案第1号のうち水沢地区12番を上程します。この案件は五十嵐委員が関係者として関わっております。そのため、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事に参与することが制限されますので、五十嵐委員にいったん退出いただいたうえで議案について審議をさせていただきます。審議後、五十嵐委員に入室していただきます。それでは、五十嵐委員に退席していただきます。

(五十嵐委員 退席)

会長 それでは、事務局より説明をお願いします。

副参事 水沢地区12番は、亡くなった所有者に代わって、所有者不明土地管理人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は9頁です。譲受人は平成28年に設立された農業法人です。農業以外の売り上げはありません。2人で営農されています。代表者が議決権のすべてを保有しており、役員も代表者1人であるため、農地所有適格法人のすべての要件を満たします。申請地はすでにぶどうを栽培している畑の隣で、権利取得後はぶどうを栽培する計画です。

会長 事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

特にご意見がないようですので、この案件を原案どおり承認したいと思いますが、異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 異議ないものと認めて承認いたします(全会一致で承認)。

それでは、五十嵐委員に入室していただきます。

(五十嵐委員 入室、着席)

(4) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 所有権移転(売買)

会長 議案第1号のうち桜地区8番と県地区9番を上程します。事務局から説明をお願いします。

副参事 桜地区8番及び県地区9番は、譲受人が同一ですので、併せて説明します。

まず、桜地区8番は譲渡人から譲受人へ売買を行うための申請です。位置図は3頁です。譲受人は新規営農者となり、妻と2人で営農していく計画です。譲受人は新規営農となるため、営農計画に関する面談を行いたい旨を申請書を本人に代わって提出された方に相談しましたところ、譲受人との面談は忙しくできないとのこ

とでしたので、事務局が用意した調査項目に回答をいただきました。申請書及び調査項目によると、申請地において自家消費する目的で露地野菜を栽培する計画です。小型耕運機を購入する予定です。その他必要な機械は必要になった都度借りるとのことです。その内容を踏まえ、中部ブロック会議で説明したところ、具体的な営農計画を確認するよう意見をいただきました。それらの内容を踏まえると、当該案件については、申請人が営農計画を達成する上で必要な農作業に従事することや農作業に必要な機械等が確保される見込みであることから適切に耕作管理していくが見込まれ、申請地周辺の農地利用に支障がないと考えられます。このことから当該案件については、農地法第3条第2項各号に掲げる不許可事由に該当しないため、許可相当であると考えられます。

一方、県地区9番は、申請書及び事務局からの照会事項に関する回答から、麦の収穫後に果樹(みかん)を栽培する計画となっています。しかし、申請地周辺は周辺地域一体となって集団性を保ち、ブロックローテーションによって水稻・麦・大豆を効率的に作付けしており、地域の中心的な経営体である認定農業者等の農作業の効率化や農作物の生産性の向上に取り組まれている地域です。そのような地域の営農状況において、譲受人が申請されている営農計画は、集団性を有する農地生産性や効率性を阻害する要因になり得ると考えられ、「農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがある」と規定する不許可事由に該当することから、許可することができないと考えられます。説明は以上ですので、ご審議をお願いします。

会長 事務局より説明がありましたが、桜地区8番及び県地区9番の内容についてご質問やご意見等ございますか。

古市委員 申請人はどうしてこの土地を買いたいのですか。どなたかの紹介があったのですか。

副参事 取得に至る経緯は、事務局として把握していません。

会長 新規就農したいということですね。他にご意見よろしいですか。

山川委員 面談していないということですが、面談しなくてもいいのですか。

副参事 新規営農の場合には、面談を通して営農計画を確認するという運用をしておりますが、面談は四日市市の農業委員会が作ったルールであって、それに応じないという理由だけで不許可にすると

いうことはできません。また、今回、申請者に代わって書類を提出された方に、平日や土日の夜間でも面談をさせていただけないか依頼しましたが、先方からは申請者本人は忙しい方であるという理由で面談には応じていただけませんでした。

伊藤元
委員 市からそういった申出があったなら、常識的には面談に応じるべきだと私は考えます。四日市市農業委員会では、面談をするルールはマニュアル化されているので、今後新規営農の案件があった際は面談をする方向で進めていくべきだと思います。

会長 他にご質問ある方いらっしゃいますか。

五十嵐
委員 桜の 8 番と県の 9 番で場所が飛び地になっているが、買う土地が近くではないのは何か理由があるのですか。

会長 あっせんしている方がいらっしゃるということですか。

副参事 事務局では把握していません。

会長 桜地区の申請地は獣の通り道で、誰も耕作をしていないような場所です。他にご意見ありますか。

伊藤元
委員 四日市市として面談をするというルールがあるにも関わらず面談に応じないような、マナーが悪い方には許可を認めたくありません。桜 8 番と県 9 番の両方とも不許可相当と考えます。

稲垣委
員 耕作者数 2 人と議案に記載されていますが、申請者本人とどなたになるのですか。

副参事 申請者本人と配偶者です。

山川委
員 桜地区 8 番と県地区 9 番について、譲受人と譲渡人の関係はあるのですか。

副参事 その点は不明です。

会長 それでは、まず、桜地区 8 番について採決をとらせていただきます。

五十嵐
委員 桜地区 8 番と県地区 9 番は買主が同じなので、一緒に採決することはできないのですか。

副参事 桜地区 8 番は農用地でなく、かつ、周囲がほとんど耕作されていないようなところであり、新規営農者をあえて拒む理由はないと考えます。そのため、桜地区 8 番については許可相当と考えます。その一方で、県地区 9 番の方は現在担い手の方がブロックローションで米・麦・大豆を計画的に作付けされています。そういった土地で、新規営農でブロックローションにそぐわない作物を作るとは、集団性を阻害する要因になり得ると考えます。事務局としては、現在の担い手の方の営農形態を維持すべきと考えますの

で、県 9 番に関しては不許可にすべきと考えています。よって、桜地区 8 番と県地区 9 番は別々に採決していただきたいと考えております。

会長 桜地区 8 番は地域に迷惑をかけるようなところではないです。それでは、採決に入らせていただきます。

伊藤元 新規営農者の挑戦を受け入れるということだと思いますが、もし耕作ができなかった時に、すでに所有権は移転してしまっているの、その後はどうなるのですか。変な事例ができてしまうのではないですか。

副参事 新規営農者のその後の営農状態について農業委員又は農地利用最適化推進委員に現地調査をお願いし、営農状況を見ていただきます。もし不適切な状況であれば、営農指導をしていきます。

伊藤元 申請者が面談にも応じてくれないのに、そんなことができるのですか。どうしようもない土地のようにおっしゃっていますが、何度も申し上げるように地域計画策定中という中で、申請地周辺の地域が今後農地をどうしていくかということ審議していかないといけない時期だと思います。したがって、地域計画策定後に決めるべきなのではないですか。

副参事 仮に地域計画が策定されて、今回の申請地を誰が耕作されるかが決まっていれば、そこに入る余地は原則的にないと思います。しかし、申請地周辺の地域を含め市内では地域計画が未策定の状態であるため、個別に判断していかなければならないと考えます。

伊藤元 私はそれとは逆の判断です。見解の相違です。

会長 それでは、桜地区 8 番について採決させていただきます。この案件を許可することについて、賛成の方は挙手を願います。

(7 名挙手)

会長 反対 (10 名) 多数のため、不許可決定となります。

伊藤豪 私としては、申請者が面談に応じるのであれば賛成にまわる可能性があります。

副参事 面談は重視すべきですが、事務局は申請書、営農計画書など、申請に必要な書類を確認したうえで、面談に必要な事項は補足的に書面で回答していただいております。新規営農者が農業をするうえでの必要な従事日数、農機具なども回答されています。したがって、それらを踏まえたうえで周辺地域の影響や関わりも確認したところです。申請者が取得後に本当に営農をするのかわからなくて不

安だという意見もありますが、書類の問題がなく、基準を満たしている以上、不許可にすることはできないと考えます。そして、不許可にした場合、不許可の事由が問題になります。県地区9番の場合は、地域における集団性の面で不許可事由が明確ですが、桜地区8番の場合は農業に従事していく見込みがあり、地域の集団性を阻害しないと考えられるため、不許可にする根拠がありません。

伊藤元
委員 事務局は法に則って判断しているだけであり、それは机上の論理です。農業委員は地域で活動しており、いろいろな方と親睦を深めています。私が反対する理由は道義的なものです。マナーが悪い方が農地を取得して、周りとは歩調が合うのか心配です。申請者には、委員がそのように考えているということをそのままお伝えすればいいのではないですか。

五十嵐
委員 申請地は50坪足らずだと思いますが、近くに分譲用地があります。将来宅地にするのではないですか。

奥山委
員 私は申請地を確認させていただいております。申請地は傾斜になっていて、正直畑にするのは厳しいところだと感じています。近隣の方に確認したところ、猪が走っているため何もできないという話しか出てきません。あえてそのようなところを買われるということは正直理解できませんし、面談に応じないことも納得できませんが、審査基準のお話のことを考えると、許可することもやむを得ないと考えます。

五十嵐
委員 若い方が営農されるということなので、面談して顔を見ればわからないこともわかってくると思います。

伊藤元
委員 社会のルールがわかってないのではないですか。

五十嵐
委員 地域の方が申請者の人柄をわかっているならいいと思います。

会長 県地区9番についてご意見・ご質問ございますか。五十嵐委員や山川委員がおっしゃったように、田んぼの中でみかんが育つか、周りの農家に迷惑をかけるのではないかとということで、事務局が不許可相当だと考える案件です。県地区の加藤委員、何かご意見はありますか。

加藤委
員 一団となっている農地の真ん中が申請地ということで、周辺の耕作者に迷惑がかかるとよくないので、地域の農業者にそのまま耕作していただきたいという思いはあります。

会長 五十嵐委員、意見ありますか。

五十嵐
委員
会長
局次長

どのような目的で申請に至ったか、流れが知りたいです。

事務局、説明できますか。

申請者から聞き取ったことを報告させていただいていますが、これ以上の詳しいことはわかりません。

五十嵐
委員

農地は、だいたい顔がつながってくるので、買い手がどんな人かわかると思いますが。作付けするものか、水の管理をしてくれるかどうか、だいたいわかります。漠然と土地を持ってしまうと土をほられてしまう可能性もあるかと思えます。

会長
伊藤元
委員

伊藤元委員、この件に関して何かご意見ございますか。

桜地区 8 番と県地区 9 番は分けて採決してもらっていますが、この二つは関連しています。申請者が同じ人です。集団でやっているところにみかんを作るといのは、社会通念上考えて、外れています。そのような行動が、私は嫌です。人として信頼度が低いです。先ほどの話も、一歩救いを出せば、今回は否決されましたが、しっかりと面談に応じて事務局を説得できるようなことをして、再チャレンジで申請してきているのであれば、また考えます。一回否決したからダメというわけではないです。今回は流れるだけです。

副参事

このような申請に対しては、農業委員会事務局は、書類に記載が漏れていたり、書類が揃っていないければ窓口で却下をします。しかし、書類が整っていて、受付可能である場合、総会に諮ります。許可を受けると申請人は異議を言いませんが、不許可にすると、事務局が不許可にした理由を明示して、申請者に通知します。そうすると、申請者からは、どうしてもその土地にこだわりがあると、その土地がどうしても取得できないのかという反論がきます。これが審査請求といわれるもので、三重県の農地調整課が審査庁になります。そして、処分した農業委員会と不服申立人が、そこで議論を交わしてどちらの言い分に正当性があるのか、審査庁に判断を委ねることになります。ただ、農地法の規則に則っていない事由がないと、不許可にできません。したがって、面談に応じないという理由だけで不許可にすることはできないので事務局としては、非常に困ります。

伊藤元
委員

そういう風に、事務局は考えるわけですね。それでいいと思えます。先ほども言いましたが、社会通念上のモラルが欠如していると私は思っています。今の法は、かなり古い法律です。少しは改善されていますが、道義的な部分、集団生活、集団営農をしていく中で、

全体のバランスは大事なことだと思います。そのような部分を、本当に会議体の中で考えていかなければならないと思います。例えば、先ほども言いましたが、そのような道義的な部分で委員から反対されたのではないかと私は思っています。そのような考え方の人が多かったのだと思います。それはそのように受けて事務局は処理をすればいいと思います。県に審査請求が出てくるのであれば出てきたらいいと思います。

会長 他に意見がある方はいらっしゃいますか。

山川委員 県の 9 番についてですが、この申請地の両サイドの土地の持ち主は調べているのですか。

副参事 地図 4 頁をご覧くださいと黒塗りされているところの所有者は今回の申請地の所有者と同じ所有者です。黒く塗ったところの南側は、別の方が所有者です。

会長 よろしいですか。

山川委員 大丈夫です。どうしてここの土地にこだわるのかと思っただけです。

野呂委員 私は桜地区 8 番、県地区 9 番ともに反対です。極端な話になりますが、太陽光と一緒にではないですか。太陽光もところどころにあるだけで、周りの農地にとっても影響があります。太陽光は許可されて、この案件は許可されないというのは、私自身として納得しづらいです。今回の申請地のように、田んぼの真ん中でも太陽光は許可されています。その見解を教えてくださいたいです。今回の件に関して反対はしたものの、申請が出てきて、事務局として許可相当と考えるのであれば許可せざるを得ないのか、と思います。

局次長 今までもそのようにしてきたつもりではありますが、法令上の許可業務になりますので、法や国の示す指針に基づいて、許可ができるのかできないのか、という視点で仕分けをして、許可相当のものに関しては総会で説明させていただいております。

伊藤元委員 ガイドラインやルールは何のために作るのですか。こうであってほしい、という願いを込めて作るわけです。その願いに逸脱していたら、皆さんはどのように感じますか。事務局は法律に縛られすぎています。これからの時代は、そういうことではダメだと思います。次は県がどう判断するかです。四日市のルールに従わなかった人を、県がどう判断するかです。その時に結果が出ます。委員が間違っているというのであれば、いつでも辞職します。私はそれくらい思いをかけて発言しています。

会長 | それでは県 9 番に関しては、採決を取らせていただきます。不許可にすべきという方は挙手を願います。

(全員挙手)

会長 | 全会一致で不許可と決定します。

(5) 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 (使用貸借権設定)

議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 (地上権設定)

議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 (賃借権設定)

会長 | 議案第 4 号、第 5 号及び議案第 8 号のうち営農型太陽光発電設備にかかる案件を上程します。事務局から説明してください。

副参事 | 営農型太陽光発電設備を設置するための申請が 14 件ございましたので、関連議案を一括して説明します。

1 件目を説明します。議案第 4 号の桜地区 1 番、議案第 5 号の桜地区 1 番、議案第 8 号の桜地区 1 番について、これらの 3 件の申請は関連がありますので、一括して説明します。これら 3 件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で榊を栽培するため必要となる農地法関係の一連の手続きとなります。まず、議案第 4 号は耕作するための権利設定で、桜地区 1 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は 12 頁です。借受人は平成 23 年に設立された法人で、社員 26 名で営農されています。三重県内では社員 2 名が津市に常駐しています。また、臨時雇用として、青梅市、日高市、いわき市、三好市、津市等で障害者施設から数十名を雇用しています。圃場は東京都青梅市が中心で、関東地方 (茨城県つくば市、埼玉県入間市、日高市、福島県いわき市)、四国地方 (徳島県三好市、東みよし町、阿波市)、東海地方 (静岡県浜松市、湖西市及び三重県津市) にあり、太陽光発電事業者と提携して営農型太陽光発電事業で榊を栽培しています。各市町の耕作証明書が添付されています。なお、今後は太陽光発電事業者と提携して中国地方においても圃場を拡大するようです。県内では津市安濃町に事業所を設置しています。市内でも事務所設置について検討中です。同法人が現状で榊を生産し出荷しているのは青梅市の圃場のみです。他の圃場については生育中であり、植えてから 5~6 年程度で収穫できるようになるようです。現在は契約農家から仕入れた榊と自社で生産した榊を併せて出荷しており、大手のホームセンターやスーパーマーケットに年に約 16 万束を出荷しています。今後は自社生産を中心にしていく計画です。市内では、小山田地区、水沢地区、桜地区を中心に

今後も圃場の拡大を予定しています。中国産と同等の値段で中国産よりも日持ちのする柿を出荷できることから相当の需要は見込めるとのことで、現在のところ経営面積拡大の上限は定めず、圃場を拡大していく意向です。次に、申請地において営農型太陽光発電設備を設置するための転用申請が議案第8号です。桜地区1番は、貸人と借人が10年間の賃借権設定を行います。農地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地は原則不許可となりますが、不許可の例外として、一時的な転用であれば許可できるものです。借受人は平成13年に設立された法人で、太陽光発電事業やエネルギー資源の開発業等を営んでいます。引き込み柱1本と支柱76本の面積の合計0.36㎡です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。申請地の耕作者は東京都青梅市で認定農業者となっており、10年間の一時転用が認められます。さらに、発電設備設置者と営農者が異なりますので、農地の上に設置した発電設備を利用するための権利設定が、議案第5号になります。桜地区1番は、先ほどの発電設備設置者が所有者との間で、地上権を設定するための申請です。地上権設定期間は10年間です。

2件目について説明します。議案第4号の桜地区2番、議案第5号の桜地区2番、議案第8号の桜地区2番の3件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で柿を栽培するための申請です。議案第4号の桜地区2番は、貸人と借人が20年間の使用賃借権を設定するための申請です。位置図は12頁です。議案第8号の桜地区2番は、貸人と借人が10年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は農用地区域内農地です。引き込み柱1本と支柱72本の面積の合計0.34㎡です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。議案第5号の桜地区2番は、10年間の地上権を設定するための申請です。

3件目を説明します。議案第5号の桜地区3番、議案第8号の桜地区3番の2件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設

備を設置するための申請です。位置図は12頁です。議案第8号の桜地区3番は、貸人と借人が10年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。借受人は平成30年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。農地区分は農用地区域内農地です。引き込み柱1本と支柱213本とキュービクル1台分の面積の合計4.47㎡です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。議案第5号の桜地区3番は、10年間の地上権を設定するための申請です。

4件目を説明します。議案第5号の桜地区4番、議案第8号の桜地区4番の2件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。位置図は12頁です。議案第8号の桜地区4番は、貸人と借人が10年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は農用地区域内農地です。引き込み柱1本と支柱285本とキュービクル1台分の面積の合計6.51㎡です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。議案第5号の桜地区4番は、10年間の地上権を設定するための申請です。

5件目について説明します。議案第4号の小山田地区4番、議案第5号の小山田地区6番、議案第8号の小山田地区5番の3件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で櫛を栽培するための申請です。議案第4号の小山田地区4番は、貸人と借人が20年間の使用賃借権を設定するための申請です。位置図は14頁です。議案第8号の小山田地区5番は、貸人と借人が10年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は農用地区域内農地です。引き込み柱1本と支柱78本の面積の合計0.37㎡です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。議案第5号の小山田地区6番は、10

年間の地上権を設定するための申請です。

6 件目について説明します。議案第 4 号の小山田地区 5 番、議案第 5 号の小山田地区 7 番、議案第 8 号の小山田地区 6 番の 3 件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で櫛を栽培するための申請です。議案第 4 号の小山田地区 5 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は 14 頁です。議案第 8 号の小山田地区 6 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は農用地区域内農地です。引き込み柱 1 本と支柱 78 本の面積の合計 0.37 m²です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。議案第 5 号の小山田地区 7 番は、10 年間の地上権を設定するための申請です。

7 件目について説明します。議案第 4 号の小山田地区 6 番、議案第 5 号の小山田地区 8 番、議案第 8 号の小山田地区 7 番の 3 件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で櫛を栽培するための申請です。議案第 4 号の小山田地区 6 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は 15 頁です。議案第 8 号の小山田地区 7 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は農用地区域内農地です。引き込み柱 1 本と支柱 78 本の面積の合計 0.37 m²です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。荒廃農地を復元する営農型太陽光発電ですので、作物の平均単収 8 割を確保する要件は適用されません。議案第 5 号の小山田地区 8 番は、10 年間の地上権を設定するための申請です。

8 件目について説明します。議案第 4 号の小山田地区 7 番、議案第 5 号の小山田地区 9 番、議案第 8 号の小山田地区 8 番の 3 件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で櫛を栽培するための申請です。議案第 4 号の小山田地区 7 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定するための申請で

す。位置図は 7 頁です。議案第 8 号の小山田地区 8 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は農用地区域内農地です。引き込み柱 1 本と支柱 80 本の面積の合計 0.38 m²です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。荒廃農地を復元する営農型太陽光発電ですので、作物の平均単収 8 割を確保する要件は適用されません。議案第 5 号の小山田地区 9 番は、10 年間の地上権を設定するための申請です。

9 件目について説明します。議案第 4 号の小山田地区 8 番、議案第 5 号の小山田地区 10 番、議案第 8 号の小山田地区 9 番の 3 件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で榊を栽培するための申請です。議案第 4 号の小山田地区 8 番は、貸人と借人が 20 年間の使用賃借権を設定するための申請です。位置図は 16 頁です。議案第 8 号の小山田地区 9 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は農用地区域内農地です。引き込み柱 1 本と支柱 340 本とキュービクル 1 台分の面積の合計 6.76 m²です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。議案第 5 号の小山田地区 10 番は、10 年間の地上権を設定するための申請です。

10 件目について説明します。議案第 4 号の小山田地区 9 番、議案第 5 号の小山田地区 11 番、議案第 8 号の小山田地区 10 番の 3 件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で榊を栽培するための申請です。議案第 4 号の小山田地区 9 番は、貸人と借人が 20 年間の使用賃借権を設定するための申請です。位置図は 17 頁です。議案第 8 号の小山田地区 10 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は農用地区域内農地です。引き込み柱 1 本と支柱 60 本の面積の合計 0.29 m²です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連

係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。議案第 5 号の小山田地区 11 番は、10 年間の地上権を設定するための申請です。

11 件目について説明します。議案第 4 号の水沢地区 10 番、議案第 5 号の水沢地区 12 番、議案第 8 号の水沢地区 11 番の 3 件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で櫛を栽培するための申請です。議案第 4 号の水沢地区 10 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は 18 頁です。議案第 8 号の水沢地区 11 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は第 1 種農地です。引き込み柱 1 本と支柱 58 本の面積の合計 0.28 m²です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。議案第 5 号の水沢地区 12 番は、10 年間の地上権を設定するための申請です。

12 件目について説明します。議案第 4 号の水沢地区 11 番、議案第 5 号の水沢地区 13 番、議案第 8 号の水沢地区 12 番の 3 件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で櫛を栽培するための申請です。議案第 4 号の水沢地区 11 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定するための申請です。位置図は 16 頁です。議案第 8 号の水沢地区 12 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は農用地区域内農地です。引き込み柱 1 本と支柱 52 本の面積の合計 0.25 m²です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。議案第 5 号の水沢地区 13 番は、10 年間の地上権を設定するための申請です。

13 件目について説明します。議案第 4 号の水沢地区 12 番、議案第 5 号の水沢地区 14 番、議案第 8 号の水沢地区 13 番の 3 件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で櫛を栽培するための申請です。議案第 4 号の水沢地区 12 番は、貸人と借人が 20 年間の使用貸借権を設定するための申請です。

位置図は 16 頁です。議案第 8 号の水沢地区 13 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は農用地区域内農地です。引き込み柱 1 本と支柱 78 本の面積の合計 0.37 m²です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。議案第 5 号の水沢地区 14 番は、10 年間の地上権を設定するための申請です。

14 件目について説明します。議案第 4 号の水沢地区 13 番、議案第 5 号の水沢地区 15 番、議案第 8 号の水沢地区 14 番の 3 件の申請は、農地の上部空間に営農型太陽光発電設備を設置して、その下部で榊を栽培するための申請です。議案第 4 号の水沢地区 13 番は、貸人と借人が 20 年間の使用賃借権を設定するための申請です。位置図は 19 頁です。議案第 8 号の水沢地区 14 番は、貸人と借人が 10 年間の賃借権設定を行い、営農型太陽光発電設備を設置するための申請です。農地区分は農用地区域内農地です。引き込み柱 1 本と支柱 52 本とキュービクル 1 台分の面積の合計 4.76 m²です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。一時転用であるため、農地復元計画書が添付されています。議案第 5 号の水沢地区 15 番は、10 年間の地上権を設定するための申請です。

以上のとおり営農型太陽光発電設備設置にかかる 14 件の申請について、法令要件を満たしていると考えられますので、ご審議をお願いいたします。

会長 事務局より説明がありましたが、内容についてご質問やご意見等ございますか。

ご意見がないようですので、一括上程いたしました議案第 4 号、第 5 号、第 8 号につき、採決させていただきます。この案件について、賛成の方は挙手願います。

(賛成 16)

会長 賛成多数 (反対 1) により承認させていただきます。

(6) 議案第 6 号 農地法第 4 条の規定による許可申請

会長 議案第 6 号を上程します。事務局より説明してください。

副参事 県地区 1 番は、申請者自らが転用し、営農型太陽光発電設備用地

にするための申請です。位置図は 20 頁です。農地区分は、農用地区域内農地です。転用期間は 3 年間です。申請地は平成 27 年 6 月に 3 年間の一時転用許可が出ており、その後 3 年ごとに更新されています。今回は 3 回目の更新手続きになります。全体面積 671 m²の内、支柱 34 本分の 0.17 m²につきまして転用を行います。今後とも太陽光パネルの下部ではタマリユウを栽培します。太陽光パネルはその下部で農作業が行えるよう地表から 2m 以上の高さになっており、要件を満たしております。農業の知見を有する者として上海老町の農家の意見書等が添付されており、パネル下の栽培状況は良好とのことです。雨水は自然浸透で処理します。資金計画について、仮に営農型発電で営農が出来なくなった場合の撤去費が確保されていることが分かる残高証明書が添付されています。

以上のおり当該案件については、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないと考えられますので、ご審議いただくようお願いします。

会長 事務局より説明がありました。内容についてご意見やご質問等ございますか。

特に意見がないようですので、議案第 6 号を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員挙手ということで承認いたします(全会一致で承認)。

(7) 議案第 7 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 所有権移転(売買)

議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 使用貸借権設定

会長 議案第 7 号と議案第 9 号を上程します。事務局より説明してください。

副参事 農地を転用する目的で、売買により所有権移転を行うための申請が 16 件ございました。

海蔵地区 2 番 は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、資材置場用地とするための申請です。位置図は 21 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、複数の街区が形成されていて、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40%を超えているためです。譲受人は、平成 21 年に設立された法人で、土木工事業を営んでいます。既存の資材置場が不足しているため、申請に至りました。土地造成は整地を行い、周囲には擁壁を設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。

海蔵地区 10 番 は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、資

材置場用地とするための申請です。位置図は 22 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設等が連担しているためです。譲受人は、昭和 55 年に設立された法人で、看板の賃貸業を営んでいます。隣接地と一体利用します。隣接している資材置場が手狭となったため申請に至りました。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで自然浸透で処理する計画です。

海蔵地区 15 番 は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、植林用地とするための申請です。杉の苗木を 60 本植える計画です。位置図は 22 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、海蔵地区市民センターから 300m 以内に位置するためです。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。

八郷地区 1 番 は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、駐車場用地とするための申請です。位置図は 23 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、農用地区域以外の農地で第 1 種及び第 3 種農地のいずれにも該当しないためです。農業用の貨物自動車を置くために駐車場用地を取得するものです。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しております。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、北側道路側溝に排水する計画です。

八郷地区 5 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 1 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、八郷地区市民センターから概ね 500m 以内に位置するためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しております。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

八郷地区 6 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 23 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域

に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は、令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しております。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統関係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

下野地区 3 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 24 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は平成 13 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しております。固定価格買取制度を利用する太陽光発電事業です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統関係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

下野地区 4 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 24 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は平成 13 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しております。固定価格買取制度を利用する太陽光発電事業です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統関係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

県地区 11 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 25 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、県地区市民センターから概

ね 500m以内に位置するためです。土地造成は整地を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は南側側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側側溝へ排水する計画です。当該地以外に建築できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しております。建蔽率は22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

県地区 12 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、一般個人住宅用地とするための申請です。位置図は 25 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、県地区市民センターから概ね 500m以内に位置するためです。土地造成は整地を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は南側側溝へ排水し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側側溝へ排水する計画です。当該地以外に建築できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しております。建蔽率は22%以上の基準を満たしています。この案件は都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

四郷地区 13 番は、譲渡人から譲受人へ所有権移転を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 26 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は、平成 13 年に設立された法人で、太陽光発電事業やエネルギー資源の開発業等を営んでいます。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しております。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで自然浸透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用する太陽光発電事業です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。

内部地区 7 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 27 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。当該事業が達成できる土

地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しております。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

内部地区 8 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 27 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しております。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

内部地区 9 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 27 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、市街地化している区域に近接する 10ha 未満の農地の一団に申請地が存在するためです。譲受人は令和 3 年に設立された法人で、太陽光発電事業を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。当該事業が達成できる土地は他になかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しております。固定価格買取制度を利用しない太陽光発電事業です。小売電気事業者との電気売買契約書、小売電気事業者の登録通知書、中部電力への電力系統連係の手続き済みであることがわかる書面が添付されています。

小山田地区 14 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、太陽光発電設備用地とするための申請です。位置図は 28 頁です。農地区分は第 3 種農地です。その判断根拠は、複数の街区が形成され、申請地が存在する街区の面積に占める宅地の割合が 40%を超えるためです。譲受人は、平成 13 年に設立された法人で、太陽光発電事業やエネルギー資源の開発業等を営んでいます。土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。排水は雨水のみで、自然浸

透で処理する計画です。固定価格買取制度を利用する太陽光発電事業です。太陽光発電協会の事業計画認定通知、中部電力への電力系統連係申込み書類の写しが添付されています。

小山田地区 115 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行い、資材置場用地とするための申請です。位置図は 29 頁です。農地区分は第 2 種農地です。その判断根拠は、農用地区域以外の農地で第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しないためです。譲受人は昭和 50 年に設立された法人で、産業廃棄物処分業等を営んでいます。申請地及び一体利用地において、コンクリートガラや再生砕石等の資材置場を整備する計画です。土地造成は整地を行います。排水は雨水のみで、自然浸透で処理する計画です。周囲に土堤を設け、雨水が溢れることのないように配慮します。懸案となっていました事業者からの地元説明会が 3 月 24 日に開催され、地元住民の同意が得られたことを確認しています。

なお、この案件は転用面積が 3,000 m²を超えるため、通常ですと現地調査を行うところですが、12 月の南部ブロック会議当日に現地調査を行っていますので、今回は改めて行いませんでした。

また、3,000 m²を超えている案件は、法の規定に基づき三重県農業会議に意見を聴くことになっていますので、12 月 11 日に開催されました三重県農業会議常設審議委員会からは許可相当であるとの意見をいただいていたが、その後に申請が取り下げられたことから改めて 4 月 11 日に開催されました同委員会に諮問させていただき、許可相当であるとの意見をいただいています。

次に議案第 9 号について説明します。農地を転用する目的で、使用貸借権を設定するための申請が 1 件ございました。

河原田地区 1 番は、貸人と借人が使用貸借権を 30 年間設定し、分家住宅用地とするための申請です。位置図は 30 頁です。農地区分は第 2 農地です。その判断根拠は、河原田駅から概ね 500m 以内に位置するためです。当該地以外に建築できる土地はなかった旨の申述がされており、代替性がないことを確認しております。土地造成は整地を行い、周囲にはコンクリートブロックを設置します。排水に関して、雨水は雨水枡で集水し南側水路に排水します。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理後に南側水路に排水する計画です。建蔽率は 22%以上の基準を満たしています。都市計画法に基づく開発許可を必要とする案件です。

以上のおり農地法第 5 条の規定による許可申請のうち営農型

太陽光発電設備を除く 17 件については、書類審査及び現地調査の結果、法令要件を満たしていると判断され、転用はやむを得ないと考えられますので、ご審議いただくようお願いします。

会長 事務局より説明がありましたが、内容についてご意見やご質問等ございますか。

五十嵐委員 小山田地区 115 番について、個人として農地法第 3 条違反をしている状態で、その個人が代表取締役を務める法人が農地法第 5 条申請をすることは問題ないのでしょうか。

清水委員 3 条違反と 5 条申請は切り分けて考えるべきなのでしょうか。

副参事 三重県農地調整課に確認したところ、切り分けて考えるべきとのことで、事務局もそのように考えています。

清水委員 3 条違反をしている個人に対して、是正指導は行っていますか。

副参事 会長 不適切な営農活動については状況を確認し、指導をしています。他に意見はありますか。

特に意見がないようですので、採決をとります。

小山田地区 115 番と、それ以外の議案第 7 号と議案第 9 号について別々に採決をとります。

小山田地区 115 番について、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(5 人挙手)

会長 反対 (11 人) 多数で不許可相当と決定します。

他の議案第 7 号と議案第 9 号について、原案どおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員挙手ということで承認いたします。(全会一致で承認)

(8) 議案第 10 号 農地法第 5 条の規定による許可取消願

会長 議案第 10 号を上程しますので、事務局より説明してください。

副参事 八郷地区 1 番は、令和 5 年 12 月 12 日付けで農地法第 5 条の規定による許可を受けていますが、事業計画が中止されたため取消願が提出されたものです。位置図は 1 頁です。転用行為は着手されておらず、また権利関係も変更されていないため、取り消すことはやむを得ないと考えられますので、ご審議をお願いします。

会長 事務局より説明がありましたが、内容について何かご意見やご質問等ございますか。

特にないようですので、議案第 10 号を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員挙手ということで承認をいたします。(全会一致で承認)

(9) 議案第 11 号 非農地証明願

会長 議案第 11 号を上程しますので、事務局より説明してください。

副参事 非農地証明願については、6 件ございました。

八郷地区 3 番は、昭和 50 年頃から宅地として利用し、現在に至るものです。位置図は 31 頁です。平成 4 年撮影された航空写真と現地調査等から、20 年以上農地以外の目的に利用されてきたことが確認できます。

下野地区 4 番は、昭和 40 年頃から宅地として利用し、現在に至るものです。位置図は 32 頁です。平成 13 年撮影された航空写真と現地調査等から、20 年以上農地以外の目的に利用されてきたことが確認できます。

神前地区 1 番は、平成 6 年以前から山林化し、現在に至るものです。位置図は 33 頁です。平成 16 年 1 月に撮影された航空写真と現地調査等から、20 年以上農地以外の目的に利用されてきたことが確認できます。

桜区 2 番は、平成 13 年頃から宅地として利用し現在に至るものです。位置図は 34 頁です。平成 13 年に撮影された航空写真と現地調査等から、20 年以上農地以外の目的に利用されてきたことが確認できます。

水沢地区 5 番は、平成 13 年以前から宅地として利用し現在に至るものです。位置図は 35 頁です。平成 13 年に撮影された航空写真と現地調査等から、20 年以上農地以外の目的に利用されてきたことが確認できます。

水沢地区 6 番は、平成 6 年頃から宅地として利用し現在に至るものです。位置図は 8 頁です。平成 13 年に撮影された航空写真と現地調査等から、20 年以上農地以外の目的に利用されてきたことが確認できます。

以上のとおり、非農地証明願 6 件につきまして、いずれも現地調査及び航空写真等から 20 年以上前から非農地状態が続いており非農地証明を交付する要件を満たしていると判断されますので、ご審議いただくようお願いします。

会長 ご意見ご質問がございましたら、ご発言願います。

特にないようですので、議案第 11 号を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員挙手ということで承認をいたします。(全会一致で承認)

(10) 議案第 12 号 買受適格証明願

会長 議案第 12 号を上程しますので、事務局より説明してください。

副参事 農地の公売に参加するためには農業委員会が発行する証明が必要です。公売参加者が権利取得後に農業目的に利用する場合には、農地法第 3 条の許可要件を審査して問題ないと判断すれば、参加資格を有する証明書を発行します。水沢地区 1 番は、申請人が耕作目的で入札に参加するための申出です。申請人の農作業歴は 45 年程度で、1 人で営農されています。現在借り受けている智積町内の農地を適切に管理されていることを確認しており、農機具も完備されていることから買い受け後も良好に耕作されていくものと見込まれます。なお、申請地は荒れた茶畑ですが、申請人はユンボを所有しており、自分で伐根し、畑内ですき込んで処分する計画です。権利取得後は、ブルーベリーやイチジクを栽培する予定です。面積が大きいので、すぐに全体で耕作することは難しいようです。周囲に広がる茶畑の防除作業に支障がある可能性があることをお伝えし、周囲の耕作者に事業説明を行うよう依頼しました。開札の結果、最高価額で落札した者(落札者)が農業委員会に対して農地法第 3 条許可申請を行います。農業委員会は、買受適格証明願の時に添付されていた農地法第 3 条の申請書に変更点がなければ、月例総会で審議することなく専決処分により許可書を発行することになりますので、この点も含めてご審議をお願いします。事務局長の専決処分後、月例総会に事後報告させていただきます。説明は以上となりますので、ご審議をお願いします。

会長 ご意見ご質問がございましたら、ご発言願います。

特にないようですので、議案第 12 号を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員挙手ということで承認をいたします。(全会一致で承認)

(11) 議案第 13 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願

会長 議案第 13 号を上程しますので、事務局より説明してください。

副参事 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願については、3 件ございました。

大矢知地区 1 番は、申請人が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。

日永地区 3 番は、申請人が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。

楠地区 2 番は、申請人が主たる従事者であったことを証明するものです。都市計画課と農業委員会事務局での面談や農家台帳によって、申請人が病気になる前には農作業に従事していたことを確認しました。残りの生産緑地 1 筆は、地域の農業者に耕作を依頼するという事です。そのための権利設定が議案第 4 号で説明させていただいた楠地区 3 番の案件となります。説明は以上となりますので、ご審議をお願いいたします。

会長 ご意見ご質問がございましたら、ご発言願います。

特にないようですので、議案第 13 号を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長 全員挙手ということで承認をいたします(全会一致で承認)。

(12) 議案第 14 号 あっせん譲受等候補者名簿登録申出

議案第 15 号 農用地利用集積計画(所有権移転)

会長 議案第 14 号と第 15 号を上程しますので、事務局より説明してください。

副参事 議案第 14 号と議案第 15 号は関連がありますので、併せて説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転を受けようとする場合は、あらかじめ、農業委員会があっせんすべき者の要件を定め、あっせんを受けたい者があっせん譲受等候補者名簿台帳へ登載されることが必要になります。受付番号 1 番の法人は 4,534.48a の農地を耕作されています。名簿への登載基準である 82a 以上の耕作面積があり、基準を満たしています。

次に議案第 15 号は、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転です。

下野地区 1 番は、譲渡人から譲受人へ売買を行う計画です。位置図は 32 頁と 36 頁です。譲受人の耕作面積は 75,878.91 m²です。譲受人は現在、水稻を中心に栽培しており、権利取得後も水稻を栽

培する計画です。区域区分に関しては、7筆のうち6筆が農用地区域内農地で、1筆が市街化調整区域内の農地です。

保々地区4番と5番は、譲渡人から譲受人へ売買を行う計画で、譲受人が同一のため一括説明します。位置図は37頁です。譲受人の耕作面積は41,453㎡です。譲受人は現在、水稻を中心に栽培しており、権利取得後も水稻を栽培する計画です。区域区分に関しては、農用地区域内の農地です。

内部地区2番、内部・小山田地区3番は、譲渡人から譲受人へ売買を行う計画で、譲受人が同一のため一括説明します。位置図は28頁、38頁及び39頁です。譲受人の耕作面積は453,448.51㎡です。譲受人は現在、水稻を中心に栽培しており、農地取得後も水稻を栽培する計画です。区域区分に関しては、農用地区域内の農地です。10a当たりの対価についてはそれぞれ議案書記載のとおりです。

会長

ご意見ご質問がございましたら、ご発言願います。

特にご意見がないように思います。この案件を原案どおり承認することに異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会長

全員挙手ということで承認をいたします(全会一致で承認)。

- 5 会長、議案の終結を宣言
- 6 12時30分、会長、閉会を宣言
- 7 散会

以上についてこの議事録が真正であることを確認して、署名する。

令和 年 月 日

委員

委員